

# 「上菅田特別支援学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月19日策定

平成31年1月11日改訂

令和2年4月1日改訂

令和5年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂

## I いじめ防止におけた学校の考え方

### 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめを防止等に向けての基本理念

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こりうる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であるという共通認識を踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さずに、学校が迅速、組織的に対応する。

- (1) 児童生徒は、障害の状態や教育的ニーズが多様である。自分の思い（悲しみや苦痛や疎外感）を発信することが難しい実態を全職員が深く認識し、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- (2) 学校は他者を意識し、他人とのかかわりによって、自己の存在を認識する場である。それゆえ、安心と安全の中でのびのびと学習し豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (3) 教職員一人ひとりが児童生徒、保護者と温かな人間関係を構築し、いじめの未然防止に努める。
- (4) 学校と保護者はパートナーであるという基本認識に立ち、家庭・地域・学校が連携・協力をする。

## II いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

### 1 委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、各学部長、特別支援教育コーディネーター、人権教育推進委員長、養護教諭、児童生徒指導係とする。

※ 必要に応じて、外部機関の児童生徒担当のケースワーカー、心理や福祉等の専門家に参加を要

請する。

## 2 委員会の運営

- (1) 委員会を常設し、月1回定期的に開催する。
- (2) いじめを認知した際には、直ちに開催する。
- (3) いじめ事案に対して学校として組織的に対応方針を決定する。
- (4) 委員会は、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

## 3 委員会の活動内容

### (1) 未然防止

- ① いじめが起きにくい、いじめを許さない環境をつくる。
- ② いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒、保護者に周知する。

### (2) 早期発見・事案対応

- ① いじめの相談・通報窓口を児童生徒指導係・特別支援教育コーディネーターとし、保護者会や学校だより等で周知する。
- ② いじめ（「疑い」を含む）に関する情報の収集や対応に関する記録を収集する。
- ③ いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導や保護者との連携といった対応の方針を決定する。
- ④ 重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行う。

### (3) 取組の検証

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

## Ⅲ いじめ未然防止及び早期発見・事案対処のための取組

### 1 いじめ防止や早期発見への取り組み

- (1) 児童生徒、保護者が信頼し、相談しやすい人間関係を促進する。
- (2) 学部会、ケース会、学部長会を充実させ、全職員が情報を共有し、児童生徒の変化に気づく体制でのぞむ。
- (3) 児童生徒、保護者、全教職員を対象としたいじめやトラブルに関するアンケート調査を実施する。

### 2 いじめに対する措置

- (1) いじめやいじめの疑いに気付いた教職員は一人で抱え込まずに、いじめ防止対策委員会を中核として、組織的な対応を徹底する。

- (2) いじめが発生した場合には、関係する児童生徒・保護者・担当教員から事情や思いを聞き取り、被害児童生徒を守り通し、および当該児童生徒のケアを行い再発防止指導に取り組む。また、双方の保護者への支援、協力を仰ぐ。

### 3 いじめの解消

- (1) いじめが解消しているという状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされていることである。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

### 4 教職員への研修

- (1) 人権研修の充実を図る。教職員自身も児童生徒の心身の発達段階を正しく理解し、かかわりについて真摯に検証する。
- (2) いじめ防止対策推進について法や市の方針、確実な運用について校内研修を実施する。

### 5 取組の年間計画

- 4月 ・全教職員で児童生徒の情報共有  
・年間計画、基本方針を全教職員で確認する  
・いじめ防止対策基本方針について保護者に周知する  
・個別指導計画に基づき学部職員全体で児童生徒の特性や発達段階について共通理解を図る
- 5月 ・「いじめ解決のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）  
・面談等を通して保護者との連携をとる
- 6月 ・個別支援計画等の引き継ぎ
- 9月 ・面談等を通して保護者との連携をとる
- 12月 ・人権週間、いじめ防止月間、「いじめ解決のための生活アンケート」実施（無記名式アンケート・教育相談）  
・学校評価の実施、検証  
・人権研修
- 1月 ・全教職員で児童生徒の情報共有
- 2月 ・進級、進学、卒業に向けた適応指導  
・面談等を通して保護者との連携をとる
- 3月 ・いじめ防止基本方針の検証

## IV 重大事態への対応

## 1 重大事態の定義

法第28条1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に基づき次の場合を重大事態とする。

- (1) 児童生徒が自殺を企画した場合
- (2) 身体に重大な障害を負った場合
- (3) 金品に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合

## 2 本校における重大事態のとらえ

児童生徒、保護者からの申し立てによるものだけでなく、教職員、その他かかわりのあるすべてのものからの報告について「いじめ事案」としてとらえる。その上で、児童生徒の存在への無視または否定、肉体的苦痛や精神的苦痛を伴う行為全般を人権侵害、尊厳に対する冒とくととらえ、重大事態と認知する。

## 3 報告・調査・対応

- (1) 学校は重大な人権侵害事案が発生した場合、直ちに教育委員会特別支援教育課に報告する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」が事実関係を明らかにするために情報収集し調査記録を正確にとる。
- (3) 学校と教育委員会合同会議をもつ。
- (4) 当該児童生徒・保護者との面談を行う。
- (5) 必要に応じて、他の児童生徒・保護者・担当教員にアンケート調査を行う。
- (6) 関係諸機関（児童生徒の担当ケースワーカー、医療機関等）と連携をとる。

## 4 再発防止対策

- (1) 重大事態の調査は、事実関係を明らかにし、学校が事実に向き合うことで、再発防止に努める。
- (2) いじめをうけた児童生徒、保護者に対して調査内容を真摯な態度で報告するとともに職員研修内容についての情報公開を行う。
- (3) 重大事態の調査報告内容に基づき、全職員による研修を行い再発防止に努める。

## V いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、学校いじめ防止基本方針が学校の事情に即して適切に機能しているか少なくとも年1回は点

検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、いじめ防止基本方針を改訂、公表する。